



開催経緯と今後の審議の進め方（案）について

令和6年11月1日（金）

環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課



環境影響評価制度全体の在り方に関する検討の必要性

- 環境影響評価法は、平成9年に成立した後、その施行から10年以上が経過した中で把握された課題等に対応するため、中央環境審議会の答申を踏まえ、平成23年に改正され、平成25年に完全施行された。
- 改正法の附則において、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とこととされており、**改正法の施行から10年が経過したことから、当該附則に基づく見直しに向けた検討が必要な時期を迎えている。**
- この点、令和6年5月に閣議決定された第6次環境基本計画においても、「環境影響評価法については、前回改正の完全施行から10年が経過したことを踏まえ、附則の規定に基づき、改正法の施行の状況について検討し、より適正な環境配慮を確保するための制度の在り方について総合的な検討を行う」とこととされているところ。
- こうした中、令和6年10月に**環境大臣から中央環境審議会に対し、今後の環境影響評価制度の在り方について諮問**がなされた。

陸上風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する検討の必要性

- 再生可能エネルギーの主力電源化に向け、今後の導入拡大が期待され、近年、環境影響評価手続の件数が増加傾向にある風力発電に関しては、環境への適正な配慮を確保しつつ、地域との共生を図っていくことが重要。
- こうした中、令和5年9月に**環境大臣から中央環境審議会に対し、風力発電に係る環境影響評価の在り方について諮問**がなされた。その後、令和6年3月に、まずは、風力発電のうち、再エネ海域利用法に基づき実施される洋上風力発電に係る環境配慮の在り方が1次答申として取りまとめられたところ。当該**1次答申では、陸上風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する検討の必要性について指摘**がなされている。
- また、陸上風力発電に係る環境影響評価については、令和2年に内閣府特命担当大臣（規制改革）主宰で開催された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」からの指摘等を経て、令和3年に閣議決定された規制改革実施計画において、「効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方」について検討することとされている。



環境影響評価制度全体及び風力発電に係る環境影響評価制度の在り方について総合的な検討を行うため、**中央環境審議会 総合政策部会「環境影響評価制度小委員会」（アセス小委）及び「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」（風力アセス小委）を合同会議として開催。**

今後の審議の進め方（案）について

施行状況等 の振り返り

- **アセス小委・風力アセス小委の合同会議**
主な議事：開催経緯、審議の進め方、制度の施行状況、前回改正のフォローアップ等



ヒアリング

- **アセス小委・風力アセス小委の合同会議**
主な議事（予定）：関係団体等へのヒアリング



論点整理

- **風力アセス小委（単独開催）**
主な議事（予定）：陸上風力発電に係るアセスの課題とその対応方針等について
- **アセス小委（単独開催）**
主な議事（予定）：アセス制度全体の課題とその対応方針等について



取りまとめ

- **アセス小委・風力アセス小委の合同会議（複数回実施）**
主な議事（予定）：答申（案）について